

藤沢市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市青少年相談センター運営協議会委員に委嘱する。

2005年(平成17年)5月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 氏名等

ふり 氏 名	生年月日	住 所	選出区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別
きはら すみこ 木原 純子			関係行政機関 の職員	新任	委嘱
かねこ はじめ 兼子 肇			学識経験の ある者	新任	委嘱

2 任期

2005年5月13日から2005年9月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市青少年相談センター運営協議会委員に欠員が生じたことに伴い、藤沢市青少年相談センター運営協議会規則第5条の規定により補欠の委員を委嘱する必要による。

参 考

藤沢市青少年相談センター運営協議会規則 抜粋

(運営協議会の設置)

第 3 条 相談センター活動に必要な業務計画の連絡協議機関として、藤沢市青少年相談センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第 4 条 協議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員 3 人

(2) 市民 2 人

(3) 学識経験のある者 11 人

(4) 教育委員会の事務局の職員 1 人

(委員の任期)

第 5 条 協議会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。